

土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱いについて

平成 25 年 12 月

土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱いについて

予定価格算出における建設資材の設計単価については、「物価資料等刊行物を参考として、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額」とし、「現場持込価格(現場着単価)」を採用しているところですが、下記の建設資材については、設計と実際の調達条件に乖離が生じていることが確認されることから、当面の間、その実態を把握の上、必要に応じて実取引により契約変更することができることとしました。

対象案件

本運用の対象となる工事は、次に掲げる事項を全て満たす工事等とします。

- 1 仙台市水道局が発注する工事等であること。
- 2 平成 25 年 12 月 5 日以降に当初契約を締結する工事若しくは平成 25 年 12 月 5 日時点で契約中の工事等であること。

対象建設資材

本運用の対象となる建設資材は、石材(山砂、碎石、捨石、被覆石等)とします。

主な手続き等

- 1 施工条件明示書又は現場説明書に、以下の内容を記載し、本取扱いの対象工事であることを明示します。

- ・ 本工事の施工において、調達(購入)する予定の石材(山砂、碎石、捨石、被覆石等)の設計単価は、現場持込価格(現場着単価)として見積るものとする。ただし、契約締結後、施工計画に基づき、石材の調達条件について異なる場合は、監督職員と協議するものとし、取引条件に応じて契約変更できるものとする。

- ・ 資材購入において、標準作業以外の作業(仮置き場からの運搬等)が生じる場合は、状況を確認し、必要に応じて実績に基づき計上することができるものとする。

- 2 対象建設資材の調達条件が供給元引渡しとなる場合は、工事現場にその建設資材を搬入する前までに書面(工事打合せ簿)により発注者(監督員)と協議し承認を得て下さい。

- 3 疑義が生じた場合には、監督員と協議して下さい。